

議題2 諮問について

①次期「佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画」の策定について

佐世保市老人福祉計画・第10期佐世保市
介護保険事業計画について

1. 佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画について

(1) 計画の法的位置づけ

佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画は、それぞれ以下の法令に基づき策定する。

市の名称	根拠法令	法令で定める名称	内 容
佐世保市老人福祉計画	老人福祉法第20条の8第1項	市町村老人福祉計画	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
	同法第20条の8第7項	市町村老人福祉計画	市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
佐世保市介護保険事業計画	介護保険法第117条第1項	市町村介護保険事業計画	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
	同法第117条第6項	市町村介護保険事業計画	市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画策定・実施期間について

① 計画策定のスケジュール

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21~23年度	平成24~26年度	平成27~29年度	平成30~令和2年度	令和3~5年度	令和6~8年度	令和9~11年度													
第1期計画策定年度	第1期計画期間			第2期計画期間			第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間			第10期計画期間		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		
	第1期計画策定年度			第2期計画策定年度			第3期計画策定年度			第4期計画策定年度			第5期計画策定年度			第6期計画策定年度			第7期計画策定年度			第8期計画策定年度			第9期計画策定年度			第10期計画策定年度		

※ 第1期および第2期計画は5か年計画で、3年ごとに計画策定としていた。
第3期以降は、3か年計画で3年ごとの計画策定となっている。

現計画の期間 : 令和6年度から令和8年度まで
次計画の期間 : 令和9年度から令和11年度まで

② 現計画（第9期計画）の主な内容

- 第1章 計画策定にあたって
 - ・計画策定の背景、策定の根拠、計画の期間、計画策定に向けた取組み及び体制
- 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題
 - ・高齢者の現状（人口、認定者数）及び将来推計、各種調査結果からみる主要課題
- 第3章 計画の基本方針
 - ・計画の理念・目的・基本方針、日常生活圏域の設定、計画の体系
- 第4章 地域で支える仕組みづくり
 - ・地域包括ケアシステムの推進、認知症高齢者支援対策の推進、介護人材とボランティア体制の強化、成年後見制度利用促進基本計画
- 第5章 施策の展開
 - ・介護予防の促進、介護支援の充実、高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり、地域における生活支援サービスの充実、介護保険の適正な運営、生きがいづくりと社会参加の促進
- 第6章 介護保険にかかる事業費の見込み
 - ・標準給付費及び地域支援事業費等の見込みの算定、第9期の介護保険料

(3) 第10期計画策定のポイント

○国からの指針

※令和8年3月9日社会保障審議会介護保険部会（第134回）
「第10期計画において基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項」

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 地域包括ケアシステムの深化
- ③ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

○佐世保市老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定におけるポイント

第9期計画までの主な記載事項

- 介護サービスの種類ごとの量の見込み
- 地域支援事業の量の見込み
- 地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減・悪化防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定
- 在宅医療と介護の連携の推進
- 認知症支援策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備
- 地域ケア会議の推進
- 成年後見制度の利用促進に関する施策の記載

など



- 国からの指針に基づき、「第10期計画において記載を充実する事項」について、本市の実情等を踏まえて、記載する内容を検討する。
- 本計画の上位計画となる「第7次佐世保市総合計画」等との連携・整合を図る。

など

佐世保市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定スケジュール

年	月	保健福祉審議会	老人福祉計画・介護保険事業計画	
令和8年	5月	上旬		
		中旬		
		下旬	●審議会 諮問	
	6月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	7月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	8月	上旬		◆第1回高齢者福祉専門分科会(第9期計画の現状分析等)
		中旬		
		下旬		
9月	上旬			
	中旬			
	下旬			
10月	上旬			
	中旬			
	下旬			
11月	上旬			◆第2回高齢者福祉専門分科会(計画案検討)
	中旬			
	下旬			
12月	上旬			
	中旬	市としての計画案について 議会中間報告		
	下旬			
令和9年 1月	上旬		◆第3回高齢者福祉専門分科会(計画案承認)	
	中旬	市としての計画案作成 パブリックコメントの実施		
	下旬			
2月	上旬			
	中旬			
	下旬	●審議会 答申		
3月	上旬			
	中旬	計画案について議会報告		
	下旬	◇完成		